

地域包括支援センターを 利用しませんか？

洞 爺湖町の高齢化率は41.3%（H31.3 末現在）で一人で生活される人も年々増加していますが、地域包括支援センターは高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくための総合相談窓口です。主任介護支援専門員や社会福祉士、保健師などが連携してさまざまな相談や手続きに対応しています。

総合相談

どこに相談してよいかわからない心配ごとや悩みごとは地域包括支援センターに相談ください。

例えば、「介護認定の手続きをしたい」「利用できるサービスを知りたい」「介護に疲れた」など高齢者の生活・介護・福祉・健康などの相談に応じます。

本人、家族以外に近隣に暮らす高齢者の人の相談も受け付けます。

相談を受けた地域包括支援センターは適切な関係機関へつなぎ、連携して皆さんを支援します。



介護予防・ 認知症の支援

介護予防の支援として、「要支援1」「要支援2」「事業対象者」と認定された人の心身の状況に合わせたケアプラン（生活上の目標や利用する介護サービスが記載された計画）を作成します。また、介護予防教室や介護予防事業の支援を行っています。

介護保険の申請結果より、洞爺湖町は4人に1人が認知症という統計が出ています。

認知症になっても安心して暮らせる町を目指して、認知症に関する相談・支援体制を拡充しています。

認知症について困っていることや知りたいことなどがありましたら、気軽に相談ください。



権利擁護・ 高齢者虐待への対応

判断能力が十分でない人の財産や生活を守るための成年後見制度の相談や詐欺やトラブルから高齢者を守るための消費者被害防止などの支援を行っています。

高齢者虐待とは、身体的・心理的・性的・経済的な虐待や介護放棄などで高齢者の権利や尊厳が損なわれている状態のことで、深刻な虐待になる前に防止する必要があります。

虐待に気づいたり、虐待かもしれないと判断に迷う場合でも地域包括支援センターまたは役場健康福祉課まで連絡ください。

相談があった場合は誰が通報したか特定されることなく秘密は厳守し対応します。



問合せ 地域包括センター (☎ 76-4822)